

県北広域振興局長告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、九戸村土地改良区（九戸郡九戸村）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年1月6日

県北広域振興局長 佐々木 哲

理事

岩 本 幸 広 九戸郡九戸村大字伊保内第2地割1番地5